

長野県健康福祉部・長野県介護福祉士会懇談会報告

◇日時 令和元年7月26日(金) 午前 10時～11時

◇場所 県庁 健康福祉部長室

◇主席者

| 長野県 | | 長野県介護福祉士会 |
|---------|-------|--------------|
| 健康福祉部長 | 大月 良則 | 会長 柳澤 玉枝 |
| 地域福祉課長 | 町田 直樹 | 副会長 柳平 文子 |
| 介護支援課 | | 本木智恵子 |
| 課長補佐兼 | 山本 哲也 | 白鳥小百合 |
| サービス係長 | | 市村 美幸 |
| 介護支援課 | | 事務局長 小林 神人 |
| サービス係主事 | 宮坂 美咲 | 認定事務担当 甲田 孝子 |
| 地域福祉課 | | |
| 地域支援係 | 岩崎 明弘 | |
| 推進員 | | |
| 地域福祉課 | | |
| 課長補佐兼 | 望月 昭彦 | |
| 福祉人材係長 | | |
| 地域福祉課 | | |
| 地域福祉係主査 | 猿田 浩子 | |

【懇談会趣旨】

介護を取り巻く環境は、介護福祉士の質の向上や介護労働の質の向上が求められている一方で、介護福祉士の専門性や介護労働に対する評価はまだ十分ではなく。介護人材の不足も加わり大変厳しい状況がある。介護職員が専門性を発揮し、仕事に誇りとやりがいを持って働き続けることが出来るよう、介護職員の置かれている現状を伝え、処遇や労働環境の改善、介護人材育成、事業に対する介護福祉士会への委託、助成について等要請及び意見交換を行った。

◇要請・意見交換内容

(1) これからの介護現場はチームで運営していくことになる。そのチーム運営をしていく上で必要不可欠な介護職チームのリーダー育成について

●介護職チームのリーダー育成につながる介護福祉士のキャリアパス制度に県の助成をお願いしたい。

回答： 認定介護福祉士の研修の周知がまだできていなく研修に対する事業者の理解がいただけていな

い。事業所への補助としているが申請者が少ない現状がある。補助方法について運営費への補助も検討して行く必要があると思っている。その他ファーストステップ研修や基本研修についても何らかの形で支援できるかどうかということ踏まえて今後検討して行きたい。

●法人、事業所のトップに職場から外部研修に出やすい環境づくりをしてもらうよう、県レベルでその必要性を周知していただきたい。具体的には、行政指導の折に、職能団体などが行っている外部の研修に出しているか等の実績も見ていただき、外部研修受講に対する意義を伝えつつ指導をお願いしたい。

回答： 担当係に伝える。

(2) 1、に関連して、その他長野県介護福祉士会に対する補助、委託事業について

介護福祉士会は公共性の高い団体である。専門性が必要な研修事業や啓発活動に対して県からの事業委託をお願いしたい。(訪問講座・潜在有資格者復職研修・介護入門研修、等)

回答： 訪問講座は県社協に委託している。現在は介護福祉士会には県社協から講師としてお願いしている。経過として平成30年度から養成校連絡会とも事業提供をして勧めており、30年度については委託は難しい。潜在有資格者研修、介護入門研修については余地があるので委託の方法も確認しながら検討して行きたい。

(3) 人材確保・定着について

●処遇改善について

今まで、加算の引き上げが何回もされてきたが基本給が引き上げされないと抜本的な改善につながらない。人材確保、定着のために必要なのは、まず労働に見合った賃金が保障されていることです。今回も特定処遇改善加算が創設されたが、賃金改善については事業所の裁量になっていく。処遇改善について県の考えをお聴きしたい。

回答： 加算については廃止になることも考えられる。今回の特定処遇改善加算についても基本賃金に正當に評価されるべきだと思っている。県としても国の方には、介護にかかわる職員の待遇が直接変わるような仕組みを明確にしてほしい、と要望書を出している。

●事業所加算は、加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所になる加算を満たすことが出来難い事業所に対して何らかの支援をお願いしたい。

回答： 対象から外れる事業所については、取得促進ということで上位の加算区分を目指してもらうように、専門家の方を事業所に派遣する事業を行っているので利用していただきたい。このことについては、今後説明会をしていく。

(4) 労働環境の改善について

現在の施設の介護職員の配置基準が3:1となっているが、介護職員一人の介護負担と介護事故のリスクが高まっている状況がある中で、配置基準を見直す必要があるのではないかとと思うが、配置基準の見直しについて県の考えをお聞きしたい。

回答： 実際はそれ以上手厚く現場で行われている状況。国の配置基準は下回ることはできないが、都道府県ではそれを上回る基準の制定は認められている。手厚くすることで介護の質の向上が図られる事故が減るとは思うが、一方で人材不足を解決しない中で配置基準だけを手厚くしてしまうと企業経営が成り立たないところもあるので慎重に検討して行かなければならない。今の時点では困難。

(5) 介護分野における外国人の受け入れについて

介護職種技能実習指導員講習の内容を説明。

実習指導員に対しての支援について、今後技能実習生の受け入れ施設が増えてくれば、実習指導員が集まり困難なこと、不安、悩みなどを語り合い指導方法などが共有できる場所づくりが必要ではないかと考えている。県側が職能団体に対し要望があればお聞きしたい。

回答： 実習生はまだ少数である。今後実習生が集えるコミュニティー等の場づくりが必要となると思うので、そういったところで介護福祉士会にも支援をお願いしたい。

(6) 認定介護福祉士が地域でその役割を担える環境作りについて

認定介護福祉士は、今後の介護サービスの高度化を担う中核的人材として、介護職チームのリーダーの指導、職種間連携や地域での機関連携の仕組みづくりや地域の介護力向上への働き掛けを行う。地域における介護実践の展開として、地域で利用者を継続的に支えるために必要な視点と支援方法など実践を通し学びを深めた。認定介護福祉士が地域包括ケアシステムの構築・運用に参画することで、介護の専門職の見方を反映した仕組みを、地域に作る役割が担える存在になり得る人材である。その役割が担えるよう地域で開催される地域連携会議や地域ケア会議等認定介護福祉士を参画させていただくよう周知をお願いしたい。

回答： 介護支援課で地域ケア会議の市町村向けの研修会がある。そういったところで認定介護福祉士の周知とか、今回の内容の話しができないかということをお願いしていきたい。

(7) 県と災福ネットの協定による災害支援派遣時の県のフォローについて

2月に協定が結ばれた、8月に養成研修が開催される。災福ネットのチーム作りの第1段が始まる。この研修が終わり登録するには、事業所の推薦を得ることになっているようだが、介護福祉士会の場合は、個人で申し込みしているため働いているところで理解が得られなければ出られない会員も出るのではないかと思う。また、災福ネット自体が、福祉団体や事業所に周知されていない。県の方から周知していただきたい。

災害時には介護福祉士が行っている日ごろの仕事が即役に立つ。介護福祉士の日常生活支援という仕事に自信を持っている。事業所に対して意欲を持って勉強している人がいるんだということは何らかの形で働き掛けを県として欲しい。災福ネットを3年間かけて作り上げて来ている。せっかく作り上げて来たものが有効に機能できるように県としても考えていただきたい。

回答： この意見については県社協に伝えていく。また、ピーアール等もしていかなければいけないと

思っている。

最後に、大月部長から

研修は大変重要だと思う。認定介護福祉士の研修が長野県で受けられるということは大きいメリットである。地域包括体制を作っていく上でも医療と介護の連携が重視される中で介護の高度化に対応し支えて行く介護人材育成は大変重要となる。

11月には養成校と意見交換した。その時に次回は、介護支援課と介護福祉士会も一緒に意見交換をしたらどうかと提案された。今後は、介護にかかわる皆さんと一緒に意見交換の場を作りたい。

養成校から、介護福祉士の国家試験会場に長野県会場を作ってほしいという要望を国に出していたことを初めて聞いた。実現ができるかどうかはわからないが、県としてこの要望を8月に試験センターに出す。

認定介護福祉士の養成についても運営費にという要望があったがこれも含めて、補助の仕方についてどういことが出来るか検討させていただきたい。